

議第二十五号議案 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

◆六十二番（高木真理議員） 議席番号六十二番、高木真理です。議第二十五号議案 に、提案しました二会派、立憲・国民・無所属の会、無所属県民会議を代表して、賛成の立場から討論させていただきます。今定例会においては、議長の私的諮問機関として埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会が設置され、報告書が議長に提案されましたが、各会派の案を提示するにとどまり、協議が深まらなかったことは、誠に残念でした。そもそも公職選挙法は、その施行令で、人口について「最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による」としており、五年ごとに各議会での議員定数・選挙区については見直されることが想定されています。今回新たに、平成二十七年実施の国勢調査の人口を適用すると、現行の区割りのまま定数九十三を適用しても、定数に変更すべき選挙区が出現し、定数を据え置いてしまうと、いわゆる逆転区も二区生じてしまうなど、有権者にとっての選挙の公平性が保てないこととなります。選挙区を変えてほしくない議員側の事情で、いつ見直しを行うか分からないというのでは、県民の理解は得られません。同議案は、議会の身を切る改革として、まず総定数を九十一、二名減としており、評価できます。また、政令市の中を五選挙区に合区すること、人口の少ない一人区を合区することで複数区を増やしており、死票を減らし、多様な意見を反映することができます。さらに、選挙区の広さから秩父郡に特別な配慮をしつつ、それ以外の地域で一票の格差を二倍以内としており、公平性が保たれています。前回の改正で、変更異議申立てのあった美里町について、地元の要望どおり本庄市を含む選挙区とした点も評価できます。前回、市町村合併に伴う選挙区の大きな変更があったことをもって、今回は変更なしとする声も検討協議会の中では聞かれましたが、本案は、前回選挙区に変更がなかった地域、地元からの要望があった美里町を除くということですが、この地域に変更を加えることで最新の国勢調査の数字を反映しており、混乱の心配もありません。上記の理由から、賛成といたします。（拍手起こる）